

特別支援教育全体の状況

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
学級編制定数措置	【小・中】 1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】 13人に1人の教員を措置 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】 週1～8コマ以内 【高】 年間7単位以内
幼児児童生徒数 (平成30年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約42,900人 中学部：約30,100人 高等部：約68,900人	小学校：約184,500人 中学校：約 72,200人	小学校：約108,300人 中学校：約14,300人 高等学校：約 500人

特別支援学校高等部の教育

学校教育法

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

高等学校教育の目標（学校教育法第51条）

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じた将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）

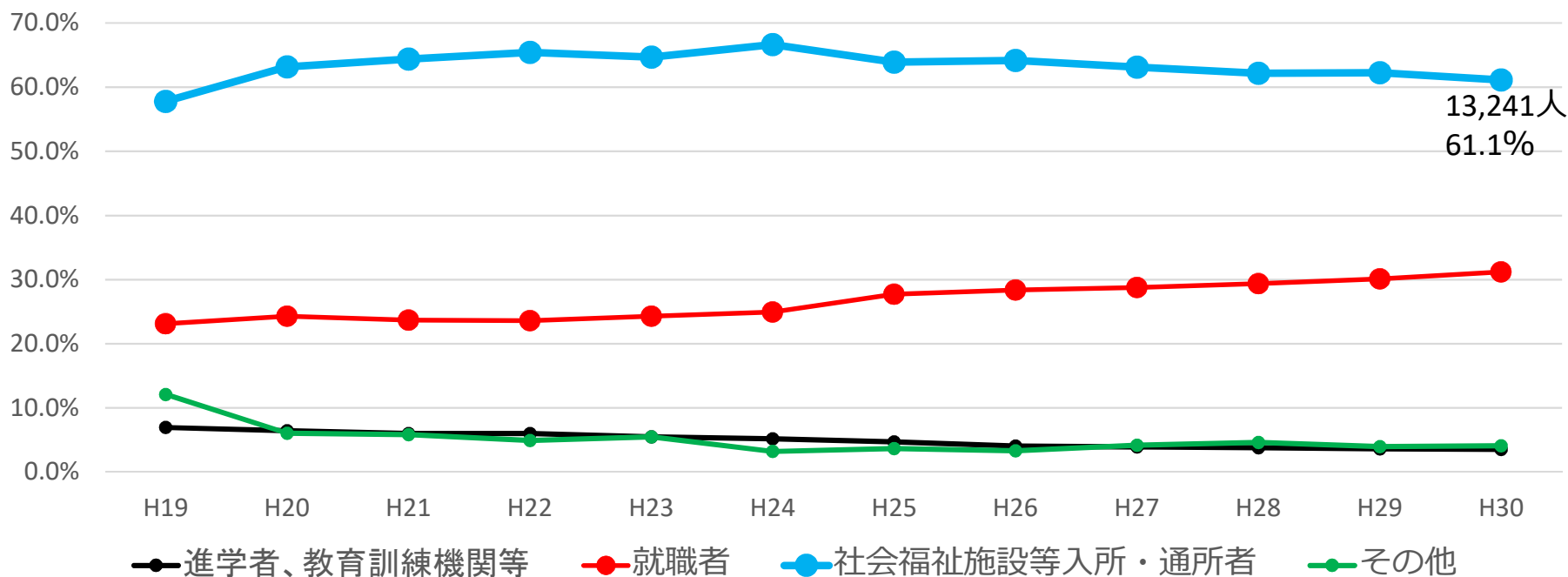
- ・ 大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために、高等部卒業以降の進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。
- ・ 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援教育特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況

平成30年3月卒業

(人)

区分	卒業者	進学者	教育訓練 機関等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	その他
計	21,657	427	342	6,760	13,241	887
視覚障害	290	90	10	47	125	18
聴覚障害	492	193	20	192	68	19
知的障害	18,668	76	241	6,338	11,267	746
肢体不自由	1,841	43	47	111	1,575	65
病弱	366	25	24	72	206	39



特別支援学校（知的障害）高等部における実習に関する取組（例）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1年			保護者面談	進路ガイダンス	<p><学校の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○実習先との事前打合せ ○事前指導 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤の関すること ・職場での過ごし方に関すること（挨拶、トイレの使い方、食事のマナー等） ・実習する業務に関すること ○実習中の巡回指導 ○実習先との反省会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実習先からの評価票をもとにできたことや課題を確認 ○事後指導 <ul style="list-style-type: none"> ・確認した課題について学校、家庭で取り組む <p>※以上を保護者と連携して進めていく</p>				実習①	保護者面談				
2年			実習②	保護者面談						実習③	保護者面談			
3年			実習④	保護者面談						実習⑤	保護者面談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">進路決定</div>		

※学校は、医療、福祉、労働部局などの関係機関と連携し、生徒ごとに個別の教育支援計画を作成し、生徒に必要な支援や関係機関による支援の状況を把握する。

※学校は、本人、保護者の希望や障害の状態等を踏まえて、実習先を決定する。実習先は障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、一般事業所さまざまある。

※1年、2年前期ではどの作業が自分に向いているかを確認、2年後期では希望する業種を絞り込み、3年では進路決定に向けて実習を行う中で、生徒ごとに実習先事業所を特定していく。

※実習期間は、一般事業所の場合、1年生は5日間、2年生は10日間、3年生は15日間を目安としている。

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

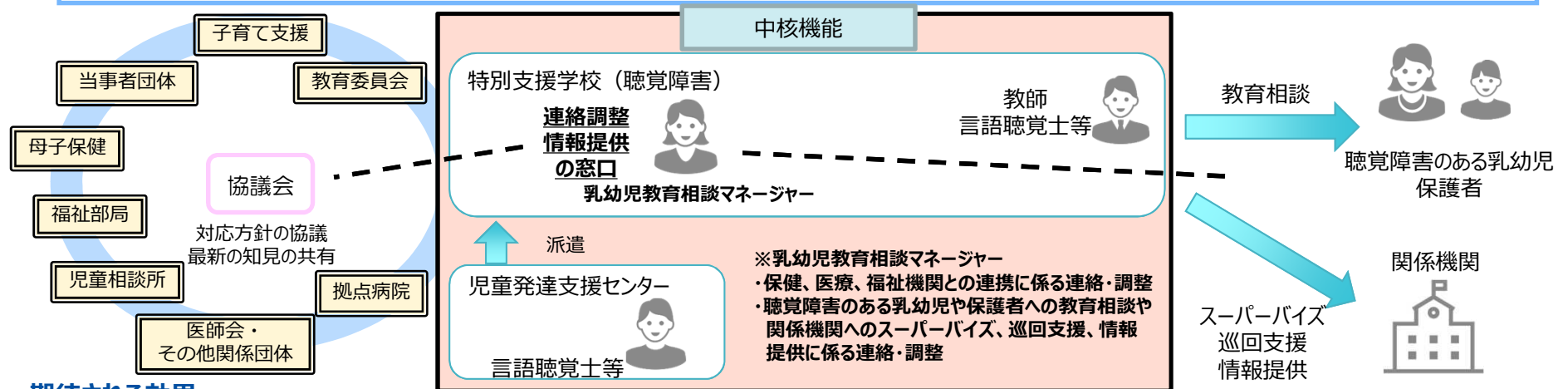
(新規)
令和2年度予算額(案) 19百万円
文部科学省

背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充（都道府県 7箇所）
 - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
 - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。